一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小渕字小渕山九六二の四、九六三、緑区名倉字鳥字ヶ沢一二六四の一、一二七六、一二七八、一二八九、字湯久保一二九四、一三二四、字京塚一三五五の二、緑区吉野字大沢一六六六、字陣馬一八八〇の一六、一八八〇の一八、一八八〇の二〇、一八八四、字吉野沢一八八九のイの一・一八八九のイの二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八八六、一八八八、一八八九の五、一八八九の一二、一八八九の二一、一八八九の二二、一八八九の二五から一八八九の二七まで、一八八九の三四、一八八九のイの三、一八八九のイの六から一八八九のイの一一まで、一八八九のイの一三から一八八九のイの一八まで、一八八九の口、一八九二のイ、一八九二の口、八八九の八、一八九二のニ、一八九二の木、一八九二のヘ、一八九二のト、一八九三、一九〇三、字明神久保二〇八二の一、緑区澤井字一ノ尾一二六七の一、字栃谷山二〇八五の一、二〇八五の口、字西沢夕日二一四九の一（次の図に示す部分に限る。）、字西沢二二一七の二、二二一八、二二一九、二二二三の二、二二二三の三、二二二三の五、二二二三の六、二二二四の三、緑区日連字矢田久保一六一の二（次の図に示す部分に限る。）、字日連山一二三九の一、一二三九の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小渕字古寺二四二〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市滝町字指差三の一、三の二、二八の一、二九、三〇、三二から三四まで、三二の一、三二の二、三四の一から三四の三まで、三四の七、三四の八、三七の一から三七の三まで、字別当二三の四・二三の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九の一、一九の三、二一の一、二三の一、二三の二、二五の一から二五の七まで、二七の一から二七の三まで、二七の二の一、二七の二の二、二七の五から二七の八まで、字岡楽一、一の一から一の四まで、五、五の一、五の二、七、七の一、一三の一、一三の五、二八の六から二八の八まで、字釜ケ入六、六の一、一〇の一から一〇の五まで、一〇の四の一、一八、一八の二、一八の三、二三、二三の一、二四、字根張沢一五、一五の一、二四の三、二四の四、二四の七、字牛岩四一の四・四一の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、一の一から一の四まで、一の一の一、一の一の二、六、七、七の一から七の八まで、二六の二、二七、二七の一、四一、四一の一、四一の二、字中楽二三の一の二の一・二八・二八の一・二八の一の一・三四の三・三四の五・三四の六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一九の三、三四の一、三四の二、字半ノ木二の一、七の一、七の二、七の四から七の九まで、一〇、一〇の一、一〇の二、一三、一三の一から一三の三まで、一七、保母町字三ノ瀬一七の一、一七の二、一七の一三、一七の二二、一七の二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市宮石町字小屋野一〇の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇の二、一〇の一一、一六の二、字モチイ田九の一、九の一一から九の一三まで、九の一七から九の二〇まで、九の二二から九の二六まで、字ヲイヌカソレ二の一・二の二・二の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヌマノ入二三、二三の一から二三の七まで、字アマカタ一九・二一・二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字イセキ一の二・五三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一六の一、一七の一、二〇の一、二四の一、一六の一、一七の一、二〇の一、二四の三まで、四四、五二の一、五三の一、五四、字ヲチタ二〇の一、字六ツ田二八の一・二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一、七の二、七の三、七の六、一三の一、一三の四、一三の七、三〇の一、三一の四、字半田三の二（次の図に示す部分に限る。）、三の一、四、九の一、一〇の一、字サクラジリ七、八の一、八の二、一五の一、一五の三、一七の一、一七の二、一九の一、二一の一、二一の四、字仁本地一・一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の一、四の三、四の四、字道ケ入二二、二五の三、二六の二、二六の五、字海道上一五・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字島ノ前一、四、字御用田五の一、五の二、字下り戸一八、字佐田一の一から一の四まで、五の一、五の二、五の六、五の八、一一の一から一一の三まで、字入ノ洞九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村下黒川字追分一四の三・一四の四（以上二筆国有林）、一四の一、富山字向山一四の二から一四の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三、一四の一、一五、字鷹取一の一、二、三の一、四、五の一、五の二、六、六の一、七、八、八の一、二五、二八、三一の一、字押出三二の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）